

## 戸籍事務へのマイナンバー制度導入のため更に検討を要する事項（５）

### 第１ 本籍地以外での戸籍証明書の交付（いわゆる広域交付）について

#### １ 現状等

##### (1) 現状

戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書及び除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書（以下、これらを「戸籍証明書」と総称する。）については、戸籍に記載されている本人（戸籍から除かれた者を含む。）又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属（以下「本人等」という。）において交付の請求をすることができるほか（戸籍法（以下「法」という。）第10条第1項、第12条の2）、第三者であっても一定の条件を満たす場合には、本籍地の市区町村長に対し、交付の請求をすることができる（法第10条の2、第12条の2）。

他方、現在、本籍地以外の市区町村長に対して、戸籍証明書の交付請求をしても、後記(2)最終段落記載の例を除き、戸籍証明書の交付を受けることはできない。そのため、婚姻や、住所変更に伴う転籍、コンピュータ化による改製等により、従前戸籍や被相続人の戸籍が複数の市区町村にある場合に従前戸籍の戸籍証明書を取得するためには、それぞれの本籍地の市区町村長に対して交付請求をする必要がある。

このような現状にあることから、従前戸籍や被相続人の戸籍証明書の収集をする場合には、それぞれの本籍地に係る戸籍を収集する必要が生じ、その収集に相当の時間と費用を要することとなっている。

(注1) 現在の戸籍法では、戸籍事務については、法定受託事務として市区町村長が管掌すると定めるが、市区町村長が処理すべき事務に関する一般的な地域管轄は定められていない。もともと、戸籍が帳簿であることを前提とすることから（法第7条）、自ずと当該帳簿を編製する市区町村長のみが戸籍を編製して正本を備え付け（法第6条、第8条第2項）、その市区町村長に対してのみ戸籍証明書の交付を請求できると解されている（法第10条等では、請求先を本籍地の市区町村長に限定していない。）。また、戸籍の届出は、届出事件の本人の本籍地のほか、届出人の所在地（法第25条第1項）等、本籍地以外の市区町村に対してもでき、届出の受理・不受理の判断は届出地市区町村長が行うこととされているように、本籍地市区町村長のみが、当該市区町村に本籍を有する者についての戸籍事務を行うこととはされていない。

なお、国の事務である不動産登記は、独任官庁である各登記官に事務が分掌さ

れているところ、登記事項証明書についても、登記簿が帳簿であった際には不動産の所在地を管轄する登記所の登記官のみに請求することができるとされていたが、登記簿が磁気ディスクをもって調製され、かつ、登記所間がネットワークで連携している現在では、登記官相互に事務を委任し合っているといった考え方をとったり、あるいはそのように擬制するといった規定を置いたりしなくても、請求に係る不動産の所在地を管轄する登記所以外の登記所の登記官に対しても請求することができることとされている（不動産登記法第119条第5項）。

## (2) 対応策

我が国では少子高齢化が進行しており、今後、いわゆる団塊の世代やその子の世代など、人口の多数を占める世代が、ほぼ時を同じくして相続手続を必要とする場面が生じることも想定される。また、近年、所有者不明土地問題に見られるように、長期にわたって相続手続が放置されている場面も多数見受けられる。

このような事態に対応するため、より効率的に相続手続を行うことができる基盤を作るという観点から（その詳細については、部会資料7及び部会資料8第1の1(2)参照）、以下の方策を講ずることが考えられるが、どうか。

**本籍地以外の市区町村長に対し、一定の場合には、戸籍証明書の交付請求（いわゆる「広域交付」）を認める規定を設ける（注2）。**

この場合、現在、市区町村が戸籍の正本を管理している戸籍情報システムにおいては、市区町村間の連携ができないことから、国が現に全国の戸籍の副本を管理している戸籍副本データ管理システムの仕組みを使って構築することを想定している戸籍情報連携システム（仮称）の仕組みを活用することが考えられる（注3）。

なお、現在の戸籍実務においても、広域市区町村圏協議会の構成市区町村間において、地方自治法第252条の14第1項に基づき、戸籍証明書の交付請求に関する事務の一部を協議により規約を定めて相互に委託することにより、戸籍証明書の相互発行事務を行うこととされていたり、政令指定都市内の各区分や複数の政令指定都市間においてネットワーク化された電子情報処理組織が構築されている場合において、その当該電子情報処理組織を利用して戸籍証明書の相互発行事務を行うこととされていたりしており、実務上、既に広域交付に向けた取組が進められてきているところである（参考資料24参照）。加えて、前記（注1）記載のとおり、そもそも、戸籍法上、戸籍証明書の交付請求先について明文で限定されておらず、本籍地市区町村長以外の市区町村長も非本籍人についての戸籍事務を処理することが戸籍法上前提とされていることから、システム上の対応が可能であれば、広域交付を認めることとしても現行戸籍法における戸籍事務の管掌に関する考え方とそごを来すことはないと考えられる。

（注2） 交付請求が適正になされることを担保するための方策として、請求が不当な

目的によることが明らかなとき（法第10条第2項）は請求を認めない、戸籍法施行規則（以下「規則」という。）等により本人確認方法を厳格にするとといったこと等が考えられる。

（注3） コンピュータ管理されている戸籍情報を戸籍の証明書として紙面に出力する方法については、市区町村の戸籍情報システムの情報から出力する方法（正本データから印字）のほか、国が管理する戸籍情報連携システム（仮称）の情報から出力する方法（副本データから印字）も考えられる。正本データが滅失した場合に、副本データが正本データとして扱われることもあるが、そもそも正本データと副本データは、デジタル情報としては、その価値は変わらないことから、それらを利用した証明内容には差異がないと考えられる。なお、実際の実務においても、市区町村が管理する戸籍の正本が滅失したため、戸籍の再製が必要な場合に、再製までの間、法務局がその管理している副本情報を確認して、戸籍に記載されている事項について証明を行っている（昭和36年12月27日付け福島地方方法務局長電報照会・昭和37年1月11日付け民事二発第2号民事局第二課長電報回答等）。

## 2 広域交付を認めることとした場合の検討事項

広域交付を認めることとした場合には、以下の事項について検討する必要があると考えられるが、それぞれの事項についてどのように考えるか。また、そのほかに検討すべき事項はあるか。

### (1) 広域交付請求に係る戸籍証明書の発行・交付の流れ

広域交付を認めることとする場合、誰がどのように発行することとするのかを検討する必要がある。

広域交付に係る戸籍証明書の発行事務を扱う行政主体はどこになるのかという点については、現に広域交付に係る戸籍証明書の交付の事務を誰が実施するのかということに影響するところ、交付請求を受けた市区町村の戸籍事務従事職員において、本人確認等の審査を行い、戸籍情報連携システム（仮称）を通じて交付が可能と判断すれば、戸籍証明書を作成、交付することが可能であると考えられる。そこで、**広域交付に係る戸籍証明書の発行事務の発行主体は、広域交付の請求を受けた市区町村長とすることとし、本籍地以外の市区町村長が戸籍証明書を発行するための権限に関する根拠規定を設けることとする**ことが考えられるが、どうか。また、この場合、**実際に事務処理を行う交付市区町村で費用を徴収することが考えられるが、どうか。**

（注4） 既に広域交付が認められている住民票の写しにおいては、①広域交付の請求を受けた市区町村長（以下「交付地市区町村長」という。）は、請求者の住所地の市区町村長（以下「住所地市区町村長」という。）に対し、広域交付があった旨等を通知し（住民基本台帳法第12条の4第2項、住民基本台帳法施行令第15条の3第1項）、②住所地市区町村長は、当該通知に対して広域交付に係る住民票の

写しに記載すべき事項を通知し（同法第12条の4第3項、同令第15条の3第2項）、③交付地市区町村長は、前記②により通知された情報に基づいて住民票の写しを交付することとされている（同法第12条の4第4項、同令第15条の4）。また、交付地市区町村長と住所地市区町村長との間の通知は、住民基本台帳ネットワークシステムの回線を通じて行うこととなっている（同法第12条の4第5項、住民基本台帳法施行規則第5条、平成14年総務省告示第334号）。このように、住民票の広域交付については、市区町村間のデータのやりとりによって行われている。

（注5）発行主体をどの行政主体とするかは、広域交付請求が却下された場合の審査請求の管轄（法第124条）や手数料の收受・帰属にも影響すると考えられる。本文の考え方によれば、審査請求については、広域交付の請求を受けた市区町村の役所又は役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長に対してすることになると考えられる。また、手数料の收受・帰属については、各市区町村において、広域交付に係る戸籍謄抄本等の交付に係る手数料を定め、收受した手数料は、当該広域交付を行った市区町村に帰属することになると考えられる。

（注6）本文のように考えたとしても、交付請求を受けた市区町村の負担が増加することも考えられることから、請求先を請求人がいずれかの時期に在籍していた本籍地市区町村に限定することも考えられる。

（注7）本籍地の市区町村において、当該市区町村が備える戸籍又は除籍に係る戸籍証明書が交付されたことを把握するための仕組みとして、規則等において、交付市区町村が交付又は不交付の決定をした場合には、本籍地の市区町村に交付請求があったこと及び当該請求に対する交付又は不交付の決定をしたことを通知することも考えられる。

## （2）広域交付の請求権者

### ア 考え方

前記1(1)のとおり、戸籍法上、本人等のほか、所定の要件を満たした第三者にも戸籍証明書の交付請求が認められている。そこで、広域交付を認めることとした場合、交付請求をすることができる主体について、どのように考えるかが問題となる。この点、①現行戸籍法の戸籍の公開の在り方が本人等及び第三者の2つの類型に分かれていることから、この2つの類型を前提として、本人等及び第三者それぞれについて広域交付の請求を認めるかどうかを検討するという考え方と②広域交付を認める必要性が前記1(2)のとおり相続手続の効率化を図るという点にも求められるとすれば、本人等、第三者の2類型のほか、兄弟姉妹など通常相続人となり得る者も加えた第3類型を新たに規定して、本人等、兄弟姉妹、その他の第三者それぞれについて広域交付の請求を認めるかを検討するという考え方があると考えられる。

### イ 現行の戸籍法の公開の在り方等

現行の戸籍法の公開の在り方については、平成19年の戸籍法改正によって整理されたものであるが、その際、戸籍については原則公開から原則非公開に転換した上で本人等と第三者という区分けをして、この区分に応じた交付請求が認められる要件について差異を設けることとされた。当時の戸籍法部会における審議においては、請求の理由を明らかにすることなく戸籍証明書の交付請求ができる者を当該戸籍に記載されている者に限る提案も掲げられ、パブリック・コメントの結果でも意見は分かれたものの、配偶者、直系尊属及び直系卑属を含めて戸籍に記載されている者と同様に扱うことは社会通念に照らして相当であり、また、これらの者が常に戸籍に記載されている者の代理請求をしなければならないとするのは、請求者及び市区町村の窓口双方にとって負担となると考えられたため、このような限定的な考え方は採用されなかったものである（注8）。そして、本人等に当たるか否かは、請求者と請求に係る戸籍に記載されている者との関係については戸籍をたどる必要はあるものの、ある程度容易に判断し得るといえる。

今回検討している広域交付が相続対策に資することを考えれば、広域交付について現行の本人等と第三者の2類型に加え、通常相続人となり得る兄弟姉妹等の戸籍証明書も本人等請求と同様に交付請求を可能とすることも考えられるが、①広域交付といっても、戸籍証明書の交付請求の一つであり、当該証明書を本籍地で交付するか、本籍地以外で交付するかの違いにすぎないこと、②同一戸籍にない兄弟姉妹が請求者となる場合、一旦対象者本人、請求者である兄弟姉妹がそれらの親（直系尊属）と同籍している戸籍を確認した上で、更に請求者と対象者本人との親族関係を確認する必要があること、通常、直系尊属あるいは直系卑属であることの確認に比して複雑な確認が必要であること、③同一戸籍から除籍し、新戸籍を編製して、その配偶者、子とともに別の戸籍に記載されている兄弟姉妹については社会通念上直系尊属、卑属と同一とまでは言い難く、本人等と同様に請求理由を明らかにせずに交付請求を認めることについては個人情報保護が求められている現状において国民的コンセンサスを得られにくいこと（兄弟姉妹だけでなく更に代襲相続が生じている場合の甥、姪、叔父、叔母の関係についても同様）、④広域交付の対象については相続対策に限られない上、相続対策として利用される場合でも、遺産分割協議においてある人から見て兄弟姉妹の戸籍証明書が必要な場合、当該兄弟姉妹が本人等として自らの戸籍の証明書を収集して協議に臨むことが可能であることから、兄弟姉妹など通常相続人となり得る者も加えた新たな類型を規定して、本人等、兄弟姉妹、その他の第三者それぞれについて広域交付の請求を認めることは、平成19年の戸籍法改正の趣旨を没却するものとも考えられる。

（注8）小出邦夫「戸籍法の一部を改正する法律」の解説（民事月報 Vol. 62 No. 6（平

成 19.6) ) 8 ページ

#### ウ 考慮要素

他方、第三者請求については、本籍地市区町村長以外の市区町村長において第三者請求を認めるための要件（法第10条の2第1項各号）を判断しなければならない上、第三者が兄弟姉妹等の場合には、請求人との関係を明らかにするために相当程度戸籍を遡らなければならないこともあるほか（前記イ②等）、相続の場面であれば、当該兄弟姉妹が自ら戸籍を取得すれば通常は足りる（前記イ④）といえ、兄弟姉妹等を含む第三者に該当する戸籍について、なお本籍地外の市区町村への請求を認める必要性が高いとまではいえないこと、第三者請求を認めることとした場合、特に都市部の特定の市区町村長に交付請求が集中し、当該市区町村長の戸籍事務に支障を来すおそれがあるのではないか等といった問題点も考慮する必要があると考えられる。特に、特定の市区町村に交付請求がどれくらい集中するか想定しにくい現状において、本人等に加え、当初から第三者請求まで拡大するとすることは、相当でない。

以上を踏まえ、新たな取組としての**広域交付においては、本人等による交付請求のみを認めることとすることが考えられるが、どうか。**

（注9）住民票の写しについては住民基本台帳法において広域交付を認める規定が設けられているが、その請求の主体は、本人又は本人と同一世帯に属する者による場合に限られており、第三者による広域交付の請求は認められてない（住民基本台帳法第12条の4参照）。これは、本人又は本人と同一世帯に属する者以外についても広域交付の請求を認めた場合には、その請求事由や利用目的の確認を行う必要があるが、この確認を住所地市町村以外の市町村に行わせることは適当ではないと考えられることによるものである、住民票の写しの広域交付については、住民本人の利便の増進のために特例的に認めることとしているものであるなどと説明されている（市町村自治研究会編著「全訂 住民基本台帳法逐条解説」223ページ参照。）。

#### (3) 広域交付による戸籍証明書の証明の範囲

前記(1)で示した仕組みを前提とすると、広域交付の請求を受けた本籍地以外の市区町村長は、戸籍情報連携システム（仮称）の情報を参照して、戸籍証明書の発行事務を行うこととなる。そのため、戸籍情報連携システム（仮称）において電子情報として整備されていない戸籍については、審査を行って広域交付を行うことができない。そこで、**広域交付による戸籍証明書の証明の範囲としては、電子化された情報（テキストデータ及び画像データ）の範囲に限るものとする**こととすることが考えられるが、どうか。

この場合、交付請求を受けた市区町村の職員が該当する他の市区町村の戸籍を参照することになることから、不正な情報参照等を防止するために十分な方策を講ずるものとする（具体的な内容については、中間試案第4の市区町村における連携情報の参照についての3のとおり）。

#### (4) コンビニ交付との関係

戸籍の記録事項証明書のコンビニ交付については、当初は住所地と本籍地が同一市区町村内にある場合に限り証明書の取得が可能であったところ、平成28年5月から特定の市区町村を本籍地とする証明書については、マイナンバーカードを利用することにより、同一市区町村内に限らず戸籍の記録事項証明書のコンビニ交付が可能となった。このような住所地と本籍地が同一市区町村でない場合の戸籍の記録事項証明書のコンビニ交付を導入する市区町村は増加傾向にある（平成30年10月1日現在、戸籍証明書のコンビニ交付を実施している475の市区町村の内、249の市区町村が、住所地と本籍地が同一でない場合のコンビニ交付を実施。）（注10）。

コンビニ交付は、現在戸籍の情報を簡易に提供できる点に利点があると考えられるところ、広域交付では、現在戸籍の情報に限られず、市区町村の窓口職員が実際に除籍を含む従前戸籍の内容を確認しながら請求者のニーズに適合する戸籍の情報（例えば、相続手続に必要な出生から死亡までの戸籍情報全部）を提供することが可能である点が大きく異なる（コンビニ交付と広域交付の主な違いは、参考資料25参照）。このため、現在戸籍の情報だけ必要な場合にはコンビニ交付を、相続手続等、従前戸籍の情報も含めた一連の戸籍情報が必要な場合には広域交付を利用することにより、国民がニーズに合ったきめ細かなサービスを受用することが可能になると考えられる。

（注10）ただし、本籍地と住所地が異なる利用者が新たにコンビニ交付サービスを利用しようとする場合は、当該本籍地が当該サービスを実施していることが前提となるほか、事前にコンビニエンスストアのマルチコピー機又は自宅等からインターネットを用いて、マイナンバーカードに格納された署名用電子証明書の認証を受け、所定の画面上に「本籍」、「筆頭者氏名」、「連絡先電話番号」等の必要事項を入力して利用登録申請を行い、申請を受けた本籍地市区町村においてマイナンバーカードに記録されたシリアル番号と戸籍情報の紐付けを行う必要がある。

#### (5) その他

広域交付に関連しては、戸籍の謄抄本という紙媒体の証明書を交付することが考えられるが、デジタル・ガバメントを実現する（平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定「デジタル・ガバメント実行計画」等）という観点からは、可能な限り、電子的な証明書を交付し、それを活用するということも考えられる。

また、今後、親族的身分関係情報など、親子や夫婦の関係を示す電子情報が蓄積していった場合には、電子的な相続関係一覧図を作成し、必要に応じこれを証明書として交付する仕組みも将来的には考えられる。

## 第2 届書類の電子化について

### 1 外国人に関する届書類の取扱い

外国人のみを当事者とする戸籍の届出がされた場合、その届出によって外国人

について戸籍を編製したり、あるいは戸籍の記載をすることはないことから、その届書類は、戸籍の記載を要しない届書類として、その届出を受理した市区町村長において保存することとされている（規則第50条第1項）。

当該届書類は、届出をした外国人の身分関係を明らかにするための機能を果たしており、当該届出の受理証明書（法第48条第1項）や当該届書の記載事項証明書（同条第2項）として証明される。

日本人の親族的身分関係の証明は、通常、戸籍又は除籍の証明書によってその目的を達することができることから、戸籍の記載のもと（原由）となった届書類については、原則として公開しないこととされている（法第48条第2項）。

他方、外国人の親族的身分関係に関する証明は、本来当該外国人の本国官憲が行うべきものである。もっとも、本国における身分登録のため、届書の記載事項証明書を本国官憲から求められる場合もあり、届書の記載事項証明書は、外国人の親族的身分関係を明らかにする手段の一つとなっている。

そこで、外国人に関する届書の情報を戸籍情報連携システム（仮称）に送信し、届出を受理した市区町村以外の市区町村（証明書請求時点における届出事件本人の住所地等）において、当該届書の記載事項証明書を請求することができるようにする方策が考えられる。

これを実現するためには、当該届書を受理した市区町村以外の市区町村において、届書の情報を検索することができる必要がある。

中間試案において、電子化した届書類の情報については、市区町村で戸籍の記載をするために必要なものであるため、戸籍を記載する本籍地市区町村及び受理地の市区町村に限り参照をすれば足りるものと考えられることから、届書類の情報を参照できる者は、届出事件本人等の本籍地の市区町村の職員及び届出を受理した市区町村の職員に限ることとしたところである。

この趣旨によれば、仮に、外国人に関する届書について、届出を受理した市区町村以外の市区町村において届書の情報を検索できることとした場合、上記のように情報を参照できる職員の範囲を制限している趣旨が没却されることとなる。すなわち、届出を行った外国人は、届出後、日本国内のいずれの市区町村にも住所を有する可能性があることから、上記意見を実現しようとする場合、全ての市区町村において届書類の情報が検索できる必要があり、相当でない。また、届書類の情報の参照について、日本人を届出事件本人とする届書類の場合と職員の範囲を異にする合理的な理由も存しない。さらに、前記のとおり、その届出によって戸籍の記載をするものではないことから、届出を受理した市区町村の職員以外が情報を参照する必要性はないといえる。

また、戸籍に記載されない外国人について、親族的身分関係を明らかにした別途の帳簿を調製することも考えられるが、このような制度の導入については、戸籍制度の抜本的な見直しが必要と考えられ、慎重な検討を要するものと考えられる。

そこで、以下の取扱いとすることが考えられるが、どうか。

外国人に関する届書類については、現行の事務と同様、届書類を受理した市区町村において保管するものとする。

## 2 届書類の保存

### (1) 現状

届書類は、戸籍の記載を了した後は、戸籍が滅失した際の再製資料として、あるいは、民事・刑事訴訟等における証拠として利用されるほか、法務局において、戸籍の副本と対照することにより戸籍記載の適否を判断する資料や戸籍の記載に過誤等が発見された場合に訂正の指示等を行う根拠資料などとして、利用されている。また、戸籍の記載を要しない事項についての届書類（外国人のみを届出事件の本人とするものなど）は、その記載事項証明書をもって届出に係る身分行為・身分変動事実を公証する目的に利用される。

戸籍の記載を了した届書類のうち、本籍人に関するものは、市区町村から管轄法務局等に1か月ごとに送付され、管轄法務局等において当該年度の翌年から27年保存される（規則第48条第2項、第49条）。ただし、管轄法務局等が戸籍の副本の送付又は送信を受けると、当該年度の翌年度から5年を経過した届書類は廃棄することができる（規則第49条の2）。したがって、磁気ディスクに記録された戸籍の場合には、戸籍に記録をした後、副本データが遅滞なく送信されるため、届書の保存期間は5年となる。他方、非本籍人に関する届書類は、市区町村において、当該年度の翌年から1年保存される（規則第48条第3項）。

また、戸籍の記載を要しない届書類（外国人のみを届出事件の本人とする届書類等）は、当該年度の翌年から、創設的届出については50年、報告的届出については10年保存される（規則第50条）（注11）。

なお、実務上、一部の外国人に関するものは「当分の間」保存するとされている（昭和41年8月22日付民事甲第2431号民事局長通達「在日朝鮮人の戸籍届書の保存期間は本条の規定にかかわらず当分の間そのまま保管する。」）。

いずれの場合も書面の状態での保存を前提としている。

（注11） 戸籍の届出は、身分関係の発生・消滅等が既に生じているものを戸籍に反映させるために届け出る「報告的届出」と、届出をすることにより身分関係が発生・変更・消滅する「創設的届出」に分類される。報告的届出に属するものとして、出生届、死亡届、裁判離婚届、裁判認知届などがあり、創設的届出に属するものとして、婚姻届、養子縁組届、協議離婚届、任意認知届などがある。

### (2) 届書類の保存場所及び保存期間

届書類を電子化して国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）に送信することとすると、紙媒体の届書類を市区町村から管轄法務局等に送付した上で、管轄法務局等において保管する必要は必ずしもないものと考えられる一方、戸籍に受理者が記載され、公証されていることからしても、受理地市区町村にお

いて保管することが合理的なものと考えられる。

もつとも、届書類のデータは、戸籍情報連携システム（仮称）で保管することとなることから、戸籍情報が滅失した場合の再製資料として届書類を保管している現状を考慮しても、長期にわたり紙媒体の届書類を保管する意義は乏しいと考えられる（注12）。

他方で紙媒体の届書類については、裁判手続における証拠資料として利用される可能性があることも考慮する必要があるが、現実問題として、多くの市区町村において、長期間分の届書類の保管場所を確保することは、極めて困難であると考えられる。

そこで、以下の方策を講ずることが考えられるが、どうか。この場合の保存期間については、どのように考えるべきか。

**紙媒体の届書類については、届書類を受理した市区町村において保管するものとする。**

（注12） 戸籍の届出は、書面又は口頭によりすることができる（法第27条）ほか、オンラインシステムの使用によりすることができる（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項、規則第79条の2第2項）こととされており、現行制度においても、書面によらない届出が予定されているところである。今後、オンラインシステムを使用した届出が増加すると考えられることを考慮すれば、将来的には紙の届出がなくなっていくことが考えられることから、必ずしも紙媒体を前提にして、長期間保存する仕組みを残す必要性がないとも考えられる。